

# パークアリーナ 施設使用料金表

令和元年10月1日～

区 分			全日		半日		2時間30分		3時間		延長30分につき		
			8:30～21:30		8:30～12:30 13:00～17:00 17:30～21:30		8:30～11:00 11:00～13:30 13:30～16:00 16:00～18:30		18:30～21:30				
			平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	
メインアリーナ	専用利用	A アマチュアスポーツ及び文化活動等 等で入場料又はこれに類するものを 徴収しないとき	全面	31,430	37,710	10,480	12,570	6,550	7,860	7,860	9,430	1,320	1,570
			半面	15,710	18,860	5,240	6,290	3,280	3,930	3,930	4,710	—	—
			2/3面	20,950	25,140	7,000	8,380	4,380	5,240	5,240	6,290	—	—
			1/3面	10,480	12,570	3,500	4,190	2,200	2,620	2,620	3,140	—	—
			バドミントン1面	3,610	4,400	1,210	1,470	750	910	900	1,100	—	—
			卓球1面	2,420	2,920	810	970	500	610	610	730	—	—
	B アマチュアスポーツで入場料又は これに類するものを徴収するとき	全面	62,860	75,430	20,950	25,140	13,100	15,710	15,710	18,860	2,620	3,140	
		半面	31,430	37,710	10,480	12,570	6,560	7,860	7,860	9,430	—	—	
		2/3面	41,910	50,290	14,000	16,760	8,760	10,480	10,480	12,570	—	—	
	C アマチュアスポーツ以外で入場料 又はこれに類するものを徴収する とき	全面	628,570	754,290	209,520	251,430	130,950	157,140	157,140	188,570	26,190	31,430	
		半面	314,290	377,140	104,760	125,710	65,580	78,570	78,570	94,290	—	—	
		2/3面	419,050	502,860	139,960	167,620	87,580	104,760	104,760	125,710	—	—	
	個人利用	高校生以下	—	—	—	—	—	—	130	150	—	—	
		一般	—	—	—	—	—	—	250	300	—	—	
	附属設備	区分		—	—	半日につき	—	2時間30分につき	—	3時間につき	—	30分につき	
付加照明（全灯）		— 式	—	—	—	—	—	—	—	500			
冷房設備		— 式	—	—	—	—	—	—	—	8,910			
暖房設備		— 式	—	—	—	—	—	—	—	12,680			
放送設備		— 式	—	—	3,140	—	1,980	—	2,360	—			
舞台照明設備		ボーダーライト	1 列	—	—	960	—	610	—	720	—		
		サスペンションライト	1 列	—	—	3,190	—	1,990	—	2,390	—		
		ローアーホリゾンライト	— 式	—	—	1,680	—	1,050	—	1,260	—		
		クセノンランプピンスポットライト	1 台	—	—	1,470	—	920	—	1,100	—		
簡易舞台		1 台	—	—	220	—	140	—	160	—			
吊 物		1 本	—	—	220	—	140	—	160	—			
その他の設備		1回1,100円以内で市長が定める。											
サブアリーナ	専用利用	A アマチュアスポーツ及び文化活動 等で入場料又はこれに類するものを 徴収しないとき	全面	18,860	22,630	6,290	7,540	3,930	4,710	4,710	5,660	790	940
			半面	9,430	11,310	3,140	3,770	1,980	2,360	2,360	2,830	—	—
			バドミントン1面	3,170	3,770	1,060	1,260	660	790	800	940	—	—
			卓球1面	2,110	2,510	700	840	440	520	520	630	—	—
	B アマチュアスポーツで入場料又は これに類するものを徴収するとき	全面	37,710	45,260	12,570	15,090	7,860	9,430	9,430	11,310	1,570	1,890	
		半面	18,860	22,630	6,290	7,540	3,940	4,710	4,710	5,660	—	—	
	C アマチュアスポーツ以外で入場料 又はこれに類するものを徴収する とき	全面	377,140	452,570	125,710	150,860	78,570	94,290	94,290	113,140	15,710	18,860	
		半面	188,570	226,290	62,860	75,430	39,390	47,140	47,140	56,570	—	—	
	個人利用	高校生以下	—	—	—	—	—	—	110	130	—	—	
		一般	—	—	—	—	—	—	220	260	—	—	
	附属設備	区分		—	—	半日につき	—	2時間30分につき	—	3時間につき	—	30分につき	
		冷房設備		— 式	—	—	—	—	—	—	—	3,140	
		暖房設備		— 式	—	—	—	—	—	—	—	4,450	
		放送設備		— 式	—	—	2,100	—	1,320	—	1,570	—	
		簡易舞台		1 台	—	—	220	—	140	—	160	—	
吊 物		1 本	—	—	220	—	140	—	160	—			
その他の設備		1回1,100円以内で市長が定める。											

# パークアリーナ 施設使用料金表

令和元年10月1日～

区 分			全日		半日		2時間30分		3時間		延長30分につき	
			8:30～21:30		8:30～12:30 13:00～17:00 17:30～21:30		8:30～11:00 11:00～13:30 13:30～16:00 16:00～18:30		18:30～21:30			
			平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日		平日
専用利用	フィットネススタジオ	A アマチュアスポーツ及び文化活動等で入場料又はこれに類するものを徴収しないとき	10,480	12,570	3,500	4,190	2,200	2,620	2,620	3,140	—	
		B アマチュアスポーツで入場料又はこれに類するものを徴収するとき	20,950	25,140	7,000	8,380	4,380	5,240	5,240	6,290	—	
		C アマチュアスポーツ以外で入場料又はこれに類するものを徴収するとき	209,520	251,430	69,980	83,820	43,790	52,380	52,380	62,860	—	
区 分			利用券（1回につき）				回数利用券		定期利用券（一ヶ月分）			
個人利用	トレーニングジム	中学生・高校生	—		—		270		2,700		—	
		一般	—		—		530		5,300		—	
	フィットネススタジオ	中学生・高校生	—		—		270		2,700		—	
		一般	—		—		530		5,300		—	
	共通	中学生・高校生	—		—		380		3,800		1,830	
一般	—	—		—		740		7,400		3,670		
1室利用	会議室A-1（利用可能人数 36人）		6,030		2,010		1,260		1,510		—	
	会議室A-2（利用可能人数 52人）		8,050		2,680		1,680		2,010		—	
	会議室B-1（利用可能人数 20人）		4,020		1,340		840		1,010		—	
	会議室B-2（利用可能人数 20人）		4,020		1,340		840		1,010		—	
	会議室C（利用可能人数 20人）		3,020		1,010		630		750		—	
	和室（利用可能人数 12人）		1,380		460		290		350		—	
附属設備	区分		—		半日につき		2時間30分につき		3時間につき		30分につき	
	フィットネススタジオ	拡声装置	— 式	—		2,200		1,370		1,660		—
		ワイヤレスマイクロホン装置	— 式	—		1,980		1,240		1,490		—
		CDプレーヤー	— 式	—		660		410		490		—
		コンセント	1 穴	—		160		90		120		—
	会議室	拡声装置	— 式	—		2,200		1,370		1,660		—
		ワイヤレスマイクロホン装置	— 式	—		1,980		1,240		1,490		—
		オーバーヘッドプロジェクター	1 台	—		1,100		690		830		—
		CDプレーヤー	— 式	—		660		410		490		—
		ビデオプロジェクター	1 台	—		1,100		690		830		—
		コンセント	1 穴	—		160		90		120		—
	その他の設備		1回1,100円以内で市長が定める。									
	サッカーグラウンド	区 分		2時間30分以内（9：00～21：30）								
		平日			土・日・休日							
専用利用		全面	—			6,290			7,330			
		半面	—			3,140			3,670			
附属設備	全灯30分につき		1,260									
	半灯30分につき		630									

●施設使用料備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
- BおよびCの会場準備、原状回復等のための当日以外の使用料は、Aを適用します。
- サッカーグラウンドは午前9時から利用できます。ただし、夏季（7～8月）は午前6時30分から利用できます。
- 会議室のみを利用する場合で、主として物品等を販売することを目的として利用するとき、又は、商業的な宣伝等に利用するときの料金は、この表に定める額に100%相当額を加算した額となります。